

コメントの提出について

企業会計基準委員会 御中

平成 21 年 7 月 26 日
公認会計士 岡本 修

御委員会の平成 21 年 5 月 29 日付「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」について、誠に僭越ながら下記の通り当職の私見を送付いたします。なお、下記見解は、職業的専門家である一個人としての私見です。当職の勤務先企業の見解を示すものではないことをご了解ください。

1. 私見対象の論点

論点 1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、3

2. 論点 1-2 について

デリバティブの定義の見直しに言及した「論点 1-2」について、「論点整理」第 3 4 項にも記載されているとおり、日々新たな金融商品が開発される中、デリバティブに関する包括的な規定を設置することは検討の価値があると思料します。

3. 論点 2 について

(1) 論点 2-1 について

今回、国際会計基準審議会（IASB）は 7 月 14 日付エクスポージャー・ドラフト（ED）において、現行の「売却可能金融商品」の分類を削除し、新たな区分を設けることを趣旨とする改正案を提示しています。当職は便宜的に「①償却原価区分」、「②公正価値・P/L 区分」、「③公正価値・包括利益区分」と呼んでいますが、ED が実現してしまえば、従来「その他有価証券」として処理されてきた有価証券のうち、特に債券については時価会計が大幅に後退し、上記「①償却原価区分」又は「②公正価値・P/L 区分」のいずれかにより処理されることとなります。当職はこの改正の目的について、経営危機にある欧州の金融機関を救済するためではないかと疑っております。すなわち、従来「その他有価証券」として時価評価対象となっていた証券化商品の原価評価を認めることにより、損失の先送りを容認するものとして機能しうるからです。

従って、論点 2-1 に示されている時価会計の大幅な後退につながる改正には反対です。また、御委員会におかれましては、IASB の動向のみを眺めるのではなく、金融行政及び BIS 規制等との平仄を踏まえ、あるべき日本基準について探っていただけると幸いです。

(2) 論点 2-2 について

損益のミスマッチを解消する手段として、公正価値オプションは便利ですが、その一方で適用方法を間違えると、欧米の一部金融機関のように、経営危機に伴う自社の信用スプレッドの拡大を負債の評価益として計上してしまうなど、利害関係者に深刻な誤解を与えることとなります。従って、公正価値オプションについてはヘッジ会計とセットで論じることが望ましく、できれば適用要件はヘッジ会計と平仄を合わせるべきでしょう。但し、厳格すぎるヘッジ会計の要件については緩和の余地があると考えますが、これについては後述します。

(3) 論点 2-3 について

現行の保有目的区分が維持されることを前提にすると、当職は安易な保有目的区分の変更は認められてはならないと考えており、あわせて御委員会の信頼性を著しく傷つけた「実務対応報告第 26 号 債券の保有目的区分の変更に関する実務上の取扱い」については延長を認めてはならないと考えております。但し、IASB の ED では保有目的区分の削減が検討されており、ED がそのまま適用された場合、国際会計基準においては保有目的区分変更は認められなくなります（ED paragraph 10 等）。

(4) 論点 2-4 について

減損ルールについては国際会計基準、米国会計基準等と比較すると、現行では日本基準が最も客観的かつ厳格であり、恣意性の低い基準になっています。従って、わざわざこれを緩

和する必要はありません。むしろ日本は他の基準に対し、減損ルールの厳格化を求めるべきでしょう。

4. 論点3について

今回の「論点整理」においては、ヘッジ会計の廃止や簡素化に言及しながらも、実質的には現行のヘッジ会計の枠組みを維持するものであり、一読してとても好感が持てました。そこで、今回のコメントにおいては実務上当職が感じているヘッジ会計の改良点について、私見を述べることをお許しください。

(1) 公正価値オプションとヘッジ会計の関係

デリバティブを当期純利益として処理するという現行の会計基準上、デリバティブをヘッジ手段として利用している場合には損益のミスマッチは必ず生じます。従って、公正価値オプションをヘッジ会計に代替する手段として利用することも、こうしたミスマッチを減少させる上で有効と思量します。

但し、その場合には無節操な公正価値オプションの適用を排除するため、ヘッジ会計の適用要件と公正価値オプションの適用要件を一致させるなどの工夫が必要です。当職が念頭においているのは、次のようなヘッジ戦略です。

- ① 政策保有株式等を上場先物やベア型ファンド、ショートポジション等でヘッジする手法
 - ② CPM (クレジット・ポートフォリオ・マネジメント) すなわち貸出金ポートフォリオに内在する与信集中リスク等をCDSやBespoke型CDOを利用してヘッジする手法
- これらの手法は、金融機関のリスク管理手法の高度化を謳うバーゼルⅡにも合致した戦略であるのに、会計上はヘッジの実態を適切に表現する手法が限られています。

現在、ヘッジ会計は「リスクの定義」、「ヘッジ手段とヘッジ対象の有効性評価」といった段取りを経て適用が可能ですが、例えば公正価値ヘッジの場合は非有効部分のP/L処理を厳格にすることで、有効性の「80%~125%要件」を緩和することが必要と考えております。また、あわせて無節操な公正価値オプションの適用を防ぐため、ヘッジ会計要件と公正価値オプション適用要件の平仄を合わせることも必要と考えております。

(2) デリバティブの会計処理について

「その他有価証券」については純資産直入処理が認められていますが、そもそもデリバティブについてはヘッジ目的以外のものは一律、当期純利益として処理しなければならないという点については、矛盾を感じます。

現実には、プレーンバニラ型の金利スワップ (IRS) 取引においては、カウンターパーティ間で変動支払・固定受取 (あるいはその逆) が行われているだけであり、実質的には資金の調達・運用が一体となっている取引であるといえます。従って、限定されたリスクしか有さないシンプルなIRS等については、上記ヘッジ会計の議論とは別に、「純資産直入」の処理を容認しても良いのではないかと考えております。

上記、駄文ではございますが、ご査収の上ご参照下さいますよう、何卒よろしく願いいたします。

敬具